

令和5年4月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和5年4月10日（月） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、岩永俊夫、
村上卓也、榮恵、松永雄治、福永哲夫、齊藤進、西岡千秋、
松本誠一、松本一幸、中津芳春、藤瀬信行

農業委員欠席者：吉田三十志

事務局出席者：永田智紀、河原正弘、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会 長 挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、西岡千秋委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 1 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 2 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第4条の届出について
- (4) 報告第 4 号 農地法第5条の届出について
- (5) 議案第 1 号 農地法第3条の許可申請について
- (6) 議案第 2 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 3 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (8) 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (9) 議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
- (10) 議案第 6 号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第1号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは資料の1ページになります。報告第1号が2件ございますのでご説明いたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が2筆。合計面積が4,161㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、耕作者変更のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。続きまして、申請番号2番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田1筆。面積は934㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。今回の解約事由につきましては、売買のため合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りとなっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第2号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第2号農地法第3条の規定による届出の通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の2ページになります。報告第2号 農地法第3条の規定による届出の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区の畑4筆、田2筆の計6筆、合計面積が3,137㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

続きまして3ページになります。申請番号2番です。

所在は上島地区の田7筆、畑4筆の計11筆。合計面積が10,178㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

○報告第3号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第3号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第3号の1件について報告いたします。

申請番号1番になります。所在は鯉地区の農振地域外の畑1筆。面積については56㎡となっております。申請人は記載のとおりです。転用事由については木造平屋建ての個人住宅建築となっております。

5ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第4号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第4号農地法第5条の届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は6ページになります。報告第4号農地法第5条の届出が1件ございます。

申請番号1番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の畑2筆。合計面積は961.91㎡となっております。譲渡人・譲受人は記載のとおりです。転用事由については木造2階建ての個人住宅建築となっております。

7ページに位置図を載せております。「ゆうすいの杜」の案件になります。事務局から説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問等はございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) ただいま、事務局より説明のありました案件は、市街化区域の「ゆうすいの杜」の農地転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第1号 農地法第3条の届出について

(議長) 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請が2件ございます。このうち、福永委員の案件が「1件」ございます。先に福永委員の案件を審議しますので、福永委員の退席をお願いします。

(福永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は8ページになります。農地法第3条の許可申請が2件ございます。福永委員の案件からご説明いたします。申請番号1番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆。面積は2,959㎡です。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。9ページに申請地の位置図を載せております。10ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。福永委員の入室を許可します。

(福永委員入室)

福永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(福永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、申請番号2号について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料の8ページになります。申請番号2番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積は526㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。11ページに申請地の位置図を載せております。12ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われれます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第2号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請が2件ございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は13ページになります。議案第2号農地法第5条の許可申請についてご説明をいたします。

申請番号1番になります。使用貸借の案件となります。所在は井寺地区。農振地域外の畑が1筆です。面積が481㎡。貸し人及び借り人については記載の通りとなっております。申請事由につきましては、木造平屋建ての個人住宅の建設となっております。14ページに申請地の位置図。15ページに土地利用計画平面図を添付しております。15ページをご覧ください。給水方法は地下ボーリングになります。雨水におきましては宅地内の集水枡を経由後、北側水路への放流。生活雑排水におきましては合併浄化槽にて浄化後、北側水路への放流となります。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員の高木委員から報告をお願いいたします。

(高木委員) はい。3月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。申請地の現況は畑で、現在は耕作されていませんが、草刈り等の管理はされている農地です。申請地の東側と南側が農地と隣接していますが、転用者の父所有の耕作されていない農地であり、特に被害が及ぶことはないものと思われます。個人住宅の計画ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は16ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実である事。周辺農地等に係る営農条件への支障はない事等を確認しております。

以上の事から、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま農業委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。それでは挙手の結果、本案件につきましては、賛成多数で承認・可決いたします。

続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料13ページに戻っていただきたいと思ひます。申請番号の2番です。所有権の移転となっております。所在は上六嘉地区。農振地域外の田が1筆、面積は16㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通

りとなっております。申請事由につきましては、住宅用井戸のための宅地拡張となっております。17ページに位置図、18ページに配置図を添付しております。申請地は住宅用の井戸としての計画となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。

(福永委員) 3月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われま。申請地の現況は井戸で、以前は農業用に利用されていた井戸です。現在その井戸を利用する者がいないため、隣接する宅地に住宅建設し住宅用井戸として再利用する計画です。申請地の境界には既にブロックが設置されており、土砂の流出はないものと思われま。また、建物の建築はないため、周辺農地への営農上の支障は生じないものと思われま。住宅用井戸の計画ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられま。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局から検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は19ページになります。許可申請に係る意見書の中央の検討事項について説明をいたします。

まず、農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認めま。また、農地の利用の集積への支障もなしと認めま。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明が終わりましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

○議案第3号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が6件ございます。

このうち、松永委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。
松永委員の退室をお願いします。

(松永委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは松永委員の案件からご説明いたします。資料は22ページになります。申請番号4番からご説明をいたします。

所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が2筆。合計面積が4,591㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通りとなっております。

利用目的は使用貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年5月1日から令和10年4月30日となっております。

松永委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。
松永委員の入室を許可します。

(松永委員入室)

松永委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(松永委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り5件の説明を頂き、その後5件を一括して審議・議決を行いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。それでは、残りの案件について申請番号順に説明をいたします。資料は20ページをお開きください。申請番号1番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が934㎡。譲渡人と譲受人は記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。続きまして、21ページをお願いします。申請番号2番になります。所在は上島地区。農振農用地の田が2筆で合計面積が2,131㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については田の賃貸借権の再設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和5年5月1日から令和10年4月30日となっております。続きまして、22ページをお願いします。申請番号3番になります。所在は上六嘉地区。農振地域外の畑が1筆で面積が697㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については賃貸借権の新規設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和5年5月1日から令和10年の4月30日となっております。続きまして、23ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が1,150㎡。貸付人と借受人等は記載の通りとなっております。目的については賃貸借権の新規設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和5年5月1日から令和10年4月30日となっております。続きまして、申請番号6番です。所在は鯉地区。農振農用地内の田が2筆で面積が4,161㎡。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。目的については賃貸借権の新規設定となっております。借賃は記載の通りで、期間については令和5年6月1日から令和15年5月31日となっております。事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。
なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました5件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で5件を承認・可決いたします。

○議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(議長) 続きまして、議案第4号になります。資料24ページをお願いします。農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決になります。

農業委員会は、「法により、公正・公平な職務に努めなければなりません」注意喚起のため、代表して、わたくしが朗読をいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務(せきむ)を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年4月10日 嘉島町農業委員会

(議長) 以上でございます。

○議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

(議長) 続きまして、議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は27ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございません

でしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

(議長) 続きまして、議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は33ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。

事務局から何かございませんでしょうか。

来月の農業委員会の総会は5月の10日です。水曜日9時半からです。

よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年4月10日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 西 岡 千 秋